

令和3年9月議会

議案説明資料

議案第192号

令和3年度福岡市一般会計補正予算案（第4号） . . . 1頁

議案第196号

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
. . . 5頁

こども未来局

議案第192号 令和3年度福岡市一般会計補正予算案(第4号)[こども未来局所管分]

1. 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
	3款 こども育成費 1項 こども育成費					
6 5 7	2目 こども育成支援費	113,947,201	△ 22,926	113,924,275	-	-
	その他の科目 (本補正外)	7,463,143	-	7,463,143	-	-
	計	121,410,344	△ 22,926	121,387,418	-	-

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
-	-	△ 22,926	<p>1.障がい児支援の減額 △ 22,926 千円</p> <p>施設福祉対策費</p> <p>・南部療育環境整備事業</p> <p>基本設計業務の工期変更に伴う事業費の減</p>
-	-	-	
-	-	△ 22,926	

2. 債務負担行為補正

予算案 説明書 ページ	会計名	事 項	限度額		前年度末までの支出額	
				千円	期間	金額 千円
28 5 29	一 般 会 計	南部療育環境整備事業	補正前の額	—	—	—
			補正額	17,344	—	—
			補正後の額	17,344	—	—

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源又は 当該事業財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
—	—	—	—	—	—
令和4年度	17,344	—	—	—	17,344
令和4年度	17,344	—	—	—	17,344

議案第 196 号

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に鑑み、特定教育・保育施設等における諸記録について電磁的記録による作成等を認める必要がある。

2 改正内容

- (1) 電磁的記録等による対応に関する規定の追加（第 63 条関係）
- (2) その他の規定の整備（第 5 条第 2 項から 6 項，第 39 条第 2 項関係）

3 施行期日

公布の日

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後（案）
目次 第 1 章～第 2 章（略） 附則 第 1 条～第 4 条（略） （内容及び手続の説明並びに同意） 第 5 条（略） <u>2 特定教育・保育施設は，利用申込者からの申し出があった場合には，前項の規定による文書の交付に変えて，第 5 項で定めるところにより，当該利用申込者の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情</u>	目次 第 1 章～第 2 章（略） <u>第 3 章 雑則（第 63 条）</u> 附則 第 1 条～第 4 条（略） （内容及び手続の説明並びに同意） 第 5 条（略） （削る）

現行	改正後（案）
<p><u>報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者が</u></p>	<p>(削る)</p>

現行	改正後（案）
<p><u>ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>第6条～第38条（略） （内容及び手続の説明並びに同意）</p> <p>第39条（略）</p> <p><u>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>第40条～第62条（略） （新設）</p>	<p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>第6条～第38条（略） （内容及び手続の説明並びに同意）</p> <p>第39条（略） （削る）</p> <p>第40条～第62条（略） 第3章 雑則 <u>（電磁的記録等）</u></p>

現行	改正後（案）
	<p><u>第63条 特定教育・保育施設，特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は，記録，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 特定教育・保育施設等は，この条例の規定において書面等により行うことが規定されている又は想定される交付又は提出については，当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には，当該書面等の交付又は提出に代えて，第4項で定めるところにより，教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て，当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と，教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条に</u></p>

現行	改正後（案）
	<p> <u>において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u> </p> <p> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> </p> <p> <u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> </p> <p> <u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、当該教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> </p> <p> <u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記</u> </p>

現行	改正後（案）
	<p style="text-align: center;"><u>載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定において書面等により行うことが規定されている又は想定される同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「交付又は提出について」とあるのは「同意について」と、「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項におい</u></p>

現行	改正後（案）
	<p><u>て準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p>